

別表（第5関係）

種目	名 称	1 台当たりの 基準額（円）	基準額に含まれるもの	耐用 年数
補聴器 の購入	軽度・中等度難聴用ポ ケット型	53,500 円	①補聴器本体 （電池含む） ②イヤーマールド ※イヤーマールドを使用しな い場合は、基準額から 9,500 円を除くこと。	5 年
	軽度・中等度難聴用耳 かけ型	55,900 円		
	高度難聴用ポケット型	53,500 円		
	高度難聴用耳かけ型	55,900 円		
	重度難聴用ポケット型	68,500 円		
	重度難聴用耳かけ型	80,700 円		
	耳あな型 （レディメイド）	101,500 円		
	耳あな型 （オーダーメイド）	144,900 円	① 補聴器本体 （電池含む。）	
	骨導式ポケット型	74,100 円	①補聴器本体 （電池含む。） ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500 円	①補聴器本体 （電池含む。） ②平面レンズ ※平面レンズを必要としない 場合は、基準価格から 1 枚に つき 3,800 円を除く。		
補聴器 の修理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具 の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 528 号）に規定する基準額			

※業者が材料仕入れ時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の 100 分の 106 に相当する額を基準額の上限とする。

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は 2,000 円を加算すること。

※表に記載のないものについては、別途協議することとする。